



平成 28 年 12 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ナ リ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 林 昌 宏
(コード番号：6079 東証マザーズ)
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション室長 白 土 朋 之
(TEL. 03-5284-8326)

特別利益の計上等に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 12 月期第 4 四半期において、下記のとおり特別利益が発生いたしますので、お知らせいたします。

また、元代表取締役社長の池田氏（以下、池田氏）及び元取締役会長の久保氏（以下、久保氏）との損失補填に関する合意事項の履行が完了しておりませんので、本件に対する当社の対応について、以下のとおりご報告いたします。

記

1. 特別利益の概要

平成 27 年 8 月 6 日付「前代表取締役社長及び前取締役会長との合意について」において、池田氏及び久保氏との損失補填に関する合意を公表しておりますが、平成 28 年 5 月 23 日付にて金融庁より、納付すべき課徴金の額 2 億 5,848 万円及び納付期限を平成 28 年 7 月 25 日とする旨の決定を受けて、当社が納付しました課徴金について、久保氏よりその損失補填の一部支払い（38,772,000 円）があったことを本日確認いたしました。

従いまして、本金額（38,772,000 円）を特別利益として平成 28 年 12 月期第 4 四半期に計上することといたします。

2. 合意事項の履行について

久保氏による上記損失補填の一部支払いは実行されましたが、久保氏より課徴金額の損失補填については、分割での支払いを要望されておりました。当社では、顧問弁護士とも協議し、久保氏の現在の支払い能力では、分割での支払いを受けざるを得ないという結論に至り、平成 28 年 12 月 26 日付にて久保氏と残債務（38,772,000 円）に関する覚書を締結いたしました。これにより久保氏の残債務については、平成 29 年 6 月 30 日までに完済される予定です。

また、平成 28 年 12 月 27 日現在、池田氏からの課徴金額の損失補填の支払い（支払い合意額：180,936,000 円）は確認できておりません。現在、当社は、池田氏に対して合意事項の履行を求めています。池田氏からの支払いが確認でき次第、速やかに開示いたします。

3. 今後の見通し

両名による課徴金額の損失補填の支払いが未了となっているため、当社が平成 28 年 11 月 9 日に公表しました、平成 28 年 12 月期連結業績予想の再修正が必要となる可能性があります。また、業績予想の再修正につきましては、本年 12 月 31 日までの池田氏からの支払いの有無に大きく影響を受けることとなります。なお、業績予想の再修正につきましては、その必要性が認識され次第、速やかに開示いたします。

株主、投資家及び取引先の皆様をはじめ、市場関係者ならびにステークホルダーの皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことをお詫び申し上げます。

以 上